

広島市規則第66号

令和7年11月18日

広島市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公  
布する。

広島市長 松井一實

広島市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則  
広島市中央卸売市場業務条例施行規則（令和2年広島市規則第45号）  
の一部を次のように改正する。

目次中「第47条」を「第48条」に改める。

第47条を第48条とし、第46条を第47条とし、第45条の次に次の1条を加える。

（食品等持続的供給法に係る公表）

第46条 市長は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(1) 取扱品目のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等（取り扱う予定のないものを除く。）

(2) 前号に掲げる指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標

(3) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。